

破天荒

教宣部

5077号

2019年
11月13日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



2019年 冬季一時金 集約の方向



先日は一時金交渉の二次団交でした。一時金について従業員の生活を考えるという部分では「赤字でも出している」という発言のみでしたが集約の方向とします。

一時金

二・八七カ月という月数は確かに良い数字です。文句ないです・囑託も同月数ならですが。

ここ二十年ほどは会社の押し付けではありませんが、対象期間の経常利益と従業員数が支給月数に相関係数があり、会社は変なことをしないという信頼感があります。

組合は結成以来、三社方式の一時金を求めてきまし

(Q1) 有給休暇申請に、会社が労働者に対して利用目的を申告させることは原則として認められない。
(Q2) 作業が遅れてしまい、上司からの命令はなかったものの勝手に残業をしました。この場合残業代は申請できない。
(Q3) 有給休暇を一日も使ったことがないAさんが退職することになりました。退職までの間に残って

たし会社回答もそれに応えたものでした。各社単独での業績回答では生活は安定しませんし、全竹中の意味がありません。
査定は組合員にはありません、査定によって従業員のやる気が増えて業績が上がって回答月数が増えるの

労働法制 O×クイズ

なら協力しますが、支給額の計算が煩雑になるような査定を会社がなぜしているのか疑問です。
賃金でも一時金でも私たちがにとってはすべて生活費です。「赤字でも冬なら一・四五カ月は出す」というような会社の気持ち欲しかったのですが集約の方向とします。

秋闘

医療費補助に関しては来

年の予想原資を上回る繰越金となったので、足切りを五千 四千円とすることで合意しました。適用は来年1月の受診分からです。
労働協約で法改正や現状に合っていない健康診断や二次検診の取りあつかいに関しては来春ごろに窓口を中心に進めていくことになりました。

福利厚生生のオプト組合員の行事参加について、会社は団交で言ったことは実行するので議事録化はしないとしています。数年前の会社発言の「文書化すると守らなくてはならないので協定できない」という言葉が

脳裏をよぎります。
休日増については「一日十五分増」「病欠廃止」「医療費補助の予防医療費化」「査定の導入」+ + を組合が同意しなければ週休二日は回答できないとし、「+」は先の四条件を組合がのむ意思表示をしなければ言わないそうです。
労働条件の不利益変更もなく、足切りが4千円になつたことから執行委員会としては集約の方向として臨時大会で受結を提案します。



◆千差万別

「センサは千差万別」大変良い言葉だと思います。竹中総合見本市において「入場お断り」のK社の創業者お言葉だそうです。これを機会に次回以降の見本市では招待状を送りし、ご来場頂く、というのはどうでしょうか。
竹中社員は困惑するでしょうが同業者として良い交流ができればBSIではないでしょうか。